

令和7年度 自己点検シート

(介護報酬編)
(令和7年5月版)

(訪問介護)

事業所番号： 33

事業所名：

点検年月日： 令和 年 月 日 ()

点検担当者：

主な関係法令

【主に介護報酬に関わるもの】

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）
- 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号）
- 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）
- 厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号）
- 厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）
- 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）

【主に人員基準に関わるもの】

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第62号）
- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）

参 考 文 献

「介護報酬の解釈（令和6年4月版）」（発行：社会保険研究所）

- 青　： 1. 単位数表編　（青本）
- 赤　： 2. 指定基準編　（赤本）
- 緑　： 3. Q A ・ 法令編　（緑本）

101 訪問介護費

赤字：令和7年度変更箇所

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		確認書類	介護報酬の解釈の頁
	訪問介護員等の資格	介護福祉士	☐	いずれか満たす	出勤簿、勤務表、資格証	赤P43 第5条
		介護職員初任者研修修了者				
		社会福祉士及び介護福祉士法に基づく実務者研修修了者				
		介護職員基礎研修課程修了者				
		訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修課程修了者（Ⅰ級、Ⅱ級）				平成24年3月28日 老振発第0328第9号 平成26年1月28日 長寿第1722号
		家庭奉仕員講習会修了者または採用時研修修了者（みなしⅠ級）				
		保健師、看護師、准看護師（みなしⅠ級）				
		その他、岡山県が訪問介護員等の具体的範囲に定めた研修修了者等				
	所要時間の取扱い	実際に行われた時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の訪問介護を行うのに要する標準的な時間とする	☐	満たす	訪問介護計画、サービス提供票	青P142注1 青P144 第2の2(4)
		所要時間は、介護支援専門員やサービス提供責任者が行う適切なアセスメント及びマネジメントにより、利用者の意向や状態像に従い設定する	☐	満たす	利用者に関する記録（アセスメント等）、サービス担当者会議の要点の記録	緑P311 Q12
		訪問介護計画の作成時には硬直的な運営にならないよう十分留意し、利用者にとって真に必要なサービスが必要に応じて提供されるよう配慮する				
		居宅サービス計画に沿い訪問介護を実施	☐	満たす	居宅サービス計画、実施記録	
	1日に複数回の算定	算定する時間の間隔が概ね2時間以上	☐	満たす	訪問介護計画、サービス提供票	青P145第2の2(4)④ 緑P40 Q2～Q4
		概ね2時間未満の間隔で訪問介護を実施した場合には、それぞれの所要時間を合算して算定 ※「20分未満の身体介護中心型に係る頻回の訪問の場合」、「緊急時訪問介護加算を算定する場合又は医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に訪問介護を提供する場合」及び「通院等乗降介助」を除く	☐	満たす		青P145第2の2(4)④ 青P165 [注16] ⑤ 緑P311 Q13
		20分未満の生活援助は、複数回にわたるサービスを一連のサービスとみなすことが可能な場合に限り、所要時間を合計して1回の訪問介護として算定（単なる安否確認や健康チェックは不可。）	☐	満たす		青P144(4)⑤⑥
		1人の利用者に対し複数の訪問介護員等が交代して行った場合、1回の訪問介護として合計の所要時間で算定	☐	満たす		青P144(4)⑦

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		確認書類	介護報酬の解釈の頁
	同一時間帯に複数種類の訪問サービスを利用	利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することの必要性がある	☐	あり	利用者に関する記録（アセスメント等）サービス担当者会議の要点の記録	青PI32通則(4)
	複数の要介護者がいる世帯において同一時間帯に訪問介護を利用	それぞれに標準的な時間で位置付け（身体介護）	☐	満たす	訪問介護計画、サービス提供票	青PI33通則(5)
		要介護者間で所要時間を振り分け（生活援助）	☐	満たす	訪問介護計画、サービス提供票	
		※要介護者と要支援者等がいる世帯において同一時間帯に訪問介護及び介護保険法115条の45第1項第一号イに規定する第1号訪問事業（指定事業者によるものに限る）を利用した場合も同様の取扱いとする。				
	身体介護 青PI88～PI90 「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」 I 身体介護 参照	利用者の身体に直接接して行う介助	☐	いずれか満たす	訪問介護計画	青PI44第2の2(2) 緑P309 Q9～11
		利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助			サービス提供票	青PI46注2
		専門的な援助			実施記録	青PI48第2の2(1) 緑P309 Q8
	身体介護の所定単位	20分未満（163単位）	☐	いずれか満たす	訪問介護計画、サービス提供票、実施記録	青PI42 イ 青PI46 注2
		20分以上30分未満（244単位）				
		30分以上1時間未満（387単位）				
		1時間以上（567単位に30分を増すごとに+82単位）				
	20分未満の身体介護	排泄介助、体位交換、服薬介助、起床介助、就寝介助等、定期的に必要な短時間の身体介護を提供	☐	満たす	訪問介護計画、サービス提供票、実施記録	青PI46注2 青PI47 [注2] ② 緑P41 Q7 緑P42 Q9
		単なる本人の安否確認や健康チェックに伴い若干の身体介護を行う場合は、算定不可	☐	算定せず		
		引き続き生活援助は実施していない（緊急時訪問介護加算を算定する場合を除く）	☐	満たす		
		「頻回の訪問」に該当しない場合、前回提供した訪問介護から概ね2時間以上の間隔を空ける（又は所要時間を合算する）	☐	満たす		
	20分未満の身体介護に係る「頻回の訪問」（所要時間の合算不要）	次のいずれの要件にも適合すること	☐	1. 2を全て満たす		青PI46注2 青PI47 [注2] ①③
		I 事業所の要件	☐	イ～ハを全て満たす		青PI46大臣基準告示・一
		イ 24時間体制で、利用者又はその家族等から電話等による連絡に常時対応できる	☐	満たす	運営規程、重要事項説明書	青PI47 [注2] ①

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		確認書類	介護報酬の解釈の頁
	(注) 頻回の訪問： 前回提供した訪問介護から、2時間以上の間隔を空けないもの	※利用者等からの連絡に対応する職員は、営業時間中は当該事業所の職員が1以上配置されていなければならないが、当該職員が利用者からの連絡に対応できる体制を確保している場合は、利用者に訪問介護を提供しても差し支えない。また、営業時間以外の時間帯については、併設する事業所等の職員又は自宅待機中の当該事業所の職員であって差し支えない。				
		ロ 当該指定訪問介護事業所に係る指定訪問介護事業者が次のいずれかに該当する (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受けようとする計画を策定している（要介護3～5への者へのサービス提供を行う事業所に限る。）	☐	満たす	体制届、報酬体制状況一覧表等実施又は計画が確認できる資料	青PI47 [注2] ①
		ハ 体制届を提出している	☐	満たす	報酬体制状況一覧表	青PI47 [注2] ①
		2 利用者の要件	☐	イ又はロに該当し、かつハを満たす	利用者に関する記録（アセスメント等）、サービス担当者会議の要点の記録、居宅サービス計画	青PI46利用者等告示・ 青PI47 [注2] ①
		イ 要介護1～2かつ「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」におけるランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当	☐	満たす		
		※イの場合は、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している」事業所に限る				
		ロ 要介護3～5かつ「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」におけるランクB～Cに該当	☐	満たす		
		ハ サービス担当者会議で、一週間のうち5日以上、頻回の訪問を含む20分未満の身体介護の提供が必要と判断された者	☐	満たす		
		※当該サービス担当者会議は、当該指定訪問介護の提供日の属する月の前3月の間に一度以上開催され、サービス提供責任者の参加が必須				
		3 利用可能単位数				青PI46注2 青PI47 [注2] ③
		1月あたりの訪問介護費は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ(1)（訪問看護サービスを行わない場合）における当該利用者の要介護度に対応する単位数を限度とする	☐	満たす		
		4 その他				青PI47 [注2] ③
		当該サービス提供が「頻回の訪問」にあたることについて、居宅サービス計画に明確に位置づけられている。	☐	満たす		

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		確認書類	介護報酬の解釈の頁
	身体介護後に生活援助を行った場合の取り扱い	身体介護に引き続き所要時間が20分以上の生活援助を実施	☐	実施	訪問介護計画、実施記録	青P152注7 青P153〔注5〕
		所要時間20分から計算して25分を増すごとに65単位を加算	☐	満たす	サービス提供票	
		195単位を限度	☐	満たす	サービス提供票	
	身体介護が中心の場合の通院・外出介助	目的地（病院等）に行くための準備を含む一連のサービス行為	☐	満たす	訪問介護計画、実施記録	青P133 通則(6) 青P176 1-3-3
		公共交通機関（タクシーも含まれる）を利用	☐	いずれか満たす	利用の公共交通機関	緑P308 Q4、緑P315 Q23
		訪問介護に連続して移送を行う場合で、運送サービスに対する報酬が支払われる場合は道路運送法上の許可又は登録がある（※サービス提供を行う訪問介護員等とは別の職員が運転）			道路運送法上の許可又は登録	赤P77～P81 令和6年3月29日付け事務連絡「介護輸送に係る法的取扱いについて」
	たん吸引等	たん吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養）は身体介護で算定	☐	満たす	利用者に関する記録（アセスメント等）、サービス担当者会議の要点の記録、居宅サービス計画、医療機関等との連携が確認できる書類	青P148第2の2(1) 緑P302～、Q6～Q9
		医療や看護との連携による安全確保が図られている	☐	全て満たす	登録を証する書類	
		登録を受けている事業者である			資格証、認定証、雇用契約書	
		業務に従事する訪問介護員が資格を有している ・当該業務を行うことが出来る訪問介護員等が実施すること ・介護福祉士※平成27年度以降（平成28年1月の国家試験合格者）が対象 ・上記以外の介護職員等であって、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた者 ・派遣職員は不可				
	生活援助が中心 青P193～P194 「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」2 生活援助 参照	単身の世帯	☐	いずれか満たす	利用者に関する記録（アセスメント等）	青P148注3 青P148〔注3〕 緑P312～ Q14、Q15
		家族等と同居で当該家族等が障害・疾病等のため家事を行うことが困難				
		やむを得ない事情により家事が困難				
		調理、洗濯、掃除等の家事の援助	☐	満たす	訪問介護計画、実施記録	青P144第2の2(2)
		居宅サービス計画に生活援助中心型算定理由の記載	☐	あり	居宅サービス計画	青P148〔注3〕 緑P45 Q16

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		確認書類	介護報酬の解釈の頁
		商品の販売や農作業等生業の援助的行為	☐	なし	訪問介護計画、実施記録	青P148第2の2(1) 赤P74～75 2、別紙
		直接本人の援助に該当しない行為（主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当と判断される行為）	☐	なし	訪問介護計画、実施記録	
		日常生活の援助に該当しない行為（訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為や、日常的に行われる家事の範囲を超える行為）	☐	なし	訪問介護計画、実施記録	
		本人不在の居宅を訪問	☐	なし	実施記録	青P132 通則(2)
	生活援助の所定単位	20分以上45分未満（179単位）	☐	満たす	訪問介護計画、実施記録	緑P313～ Q16, Q17
		45分以上（220単位）	☐	満たす	訪問介護計画、実施記録	
	居宅以外でのサービス提供	居宅以外において行われる乗降、院内介助だけをもっては、算定不可	☐	算定せず	実施記録	青P133通則(6)
						緑P314 Q20
	<u>通院等乗降介助</u> 青P195～P197 「通院等のための乗降又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係等について(1)(1)の事例	訪問介護員等が、自ら運転する車両	☐	満たす	出勤簿、勤務表、資格証	青P148注4 青P149～ [注4] 緑P46～ Q18～Q27 緑P314～ Q21～Q23
		車両への乗車又は降車の介助	☐	あり	訪問介護計画	
		「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」又は「通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」	☐	あり	訪問介護計画	
		1回につき算定（97単位）	☐	満たす	サービス提供票	
		利用目的が「身体介護中心型」の通院・外出介助と同じ	☐	満たす	訪問介護計画、実施記録	青P149 [注4] ④
		連続して行う「身体介護」を別に算定	☐	なし	サービス提供票	青P149 [注4] ①⑥
		居宅サービス計画に位置付け	☐	あり	居宅サービス計画	青P149 [注4] ⑦
		目的地が複数あって、居宅が始点又は終点となる場合において、同一の指定訪問介護事業所が行う、目的地（病院等）間の移送や、通所サービス・短期入所サービスの事業所から目的地（病院等）への移送に係る乗降介助	☐	該当する	居宅サービス計画 訪問介護計画	青P149[注4]⑧
	<u>通院等乗降介助と身体介護との区分①</u> (身体介護で算定する場合①)	訪問介護員等が、自ら運転する車両	☐	満たす	出勤簿、勤務表、資格証	青P150第2の2(8) 青P178～181
		要介護4又は要介護5の利用者	☐	合致	受給資格等の確認	
		乗車前介助（降車後介助）が20～30分程度以上	☐	満たす	訪問介護計画、実施記録	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		確認書類	介護報酬の解釈の頁
	青P195～P197 「通院等のための乗降又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係等について（２）（２）の事例	運転時間を控除	☐	満たす	実施記録	
		「身体介護中心型」で算定	☐	あり	サービス提供票	
		別に「通院等乗降介助」の算定	☐	なし	サービス提供票	青P149 [注4] ⑥
		居宅サービス計画に位置付け	☐	あり	居宅サービス計画	青P149 [注4] ⑦
	通院等乗降介助と身体介護との区分② （身体介護で算定する場合②） 青P195～P197 「通院等のための乗降又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係等について（３）（３）の事例	訪問介護員等が、自ら運転する車両	☐	満たす	出勤簿、勤務表、資格証	青P150第2の2(8) 青P178～180
		要介護１～要介護５の利用者	☐	合致	受給資格等の確認	
		外出に直接関連しない身体介護（入浴介助・食事介助等）	☐	あり	訪問介護計画	
		上記の所要時間が３０分～１時間程度以上	☐	満たす	訪問介護計画	
		運転時間を控除	☐	満たす	実施記録	
		「身体介護中心型」で算定	☐	あり	サービス提供票	
		別に「通院等乗降介助」の算定	☐	なし	サービス提供票	青P149 [注4] ⑥
		居宅サービス計画に位置付け	☐	あり	居宅サービス計画	青P149 [注4] ⑦
	通院等乗降介助と通所・短期入所サービスの「送迎」の区分	利用者の心身の状況により、事業所の送迎車を利用できないなど特別な事情がある場合のみ、通院等乗降介助は算定可	☐	あり	利用者に関する記録（アセスメント等）、サービス担当者会議の要点の記録	青P150 第2の2(9)
	高齢者虐待防止措置未実施減算 （所定単位数－１／100）	虐待の発生又はその再発を防止するための以下の１～４の措置のいずれかが講じられていない場合	☐	該当		緑P465 問167～問169
		１ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること	☐	未実施	委員会の開催記録	
		２ 虐待の防止のための指針を整備すること	☐	未実施	虐待の発生・再発防止の指針	
		３ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること	☐	未実施	研修計画、実施記録	
		４ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと	☐	未実施	担当者の配置が分かる文書	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		確認書類	介護報酬の解釈の頁
	業務継続計画未策定減算 (所定単位数-1/100) ※令和7年4月から適用	以下の基準に適合していない場合	☐	該当		緑P464 問164～問166
		1 感染症や非常災害対策の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること	☐	未策定	業務継続計画（感染症・非常災害）	
		2 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること	☐	未実施	対応の記録	
	特定事業所加算 共通要件	I 体制要件 以下の1～4の全てに適合	☐	満たす	青P154注10 青P154～基準告示・三イ・ロ・ハ・ニ・ホ 青P155～〔注10〕 緑P50～ Q3～11	
		1 計画的な研修計画の作成、実施	☐	あり	研修計画書(事業計画書)	青P155〔注10〕①イ 緑P14 Q2
		※訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに研修計画を作成				
		2 (1) 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	☐	定期的に実施	会議記録	青P155〔注10〕①ロ
		※全ての訪問介護員等が参加（全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。また、会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができる。）				
		2 (2) サービス提供責任者による利用者情報等の伝達及び訪問介護員等による報告	☐	文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、サービス提供報告書	青P156〔注10〕①ハ 緑P52 Q9
		利用者のADLや意欲 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 家族を含む環境 前回のサービス提供時の状況 その他サービス提供に当たって必要な事項 「前回のサービス提供時の状況」の報告は省略不可				
		※訪問介護員等から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書（電磁的記録を含む）にて記録を保存				
		3 定期的な健康診断の実施 ※少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施	☐	全員に実施	健診受診記録等	青P156〔注10〕①ニ 緑P14 Q3
		4 緊急時等における対応方法の明示	☐	あり	重要事項説明書等	青P156〔注10〕①ホ

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		確認書類	介護報酬の解釈の頁		
	特定事業所加算Ⅰ (+ 2 0 %)	Ⅱ 人材要件 以下の5、6のいずれも満たす				青P154告示・三イ		
		5 訪問介護員等要件（前年度（三月を除く）又は届出日が属する月の前3月）	□	イ、ロいずれか満たす	職員台帳(履歴書) 実務経験証明書 資格証等	青P154告示(5) 青P157②イ 緑P14 Q1 緑P50 Q6		
		イ 訪問介護員等総数のうち、介護福祉士の数が3割以上						
		ロ 訪問介護員等総数のうち、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及びⅠ級課程修了者の数が5割以上						
		※ 前三月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近三月間の職員の割合につき、毎月継続的に維持していること						
		6 全てのサービス提供責任者要件			職員台帳(履歴書) 実務経験証明書 資格証等	青P154告示(6) 青P158[注10]②ロ 緑P50 Q6 緑P304 Q1,Q2		
		イ 実務経験3年以上の介護福祉士	□	イ、ロいずれか満たす				
		ロ 実務経験5年以上の実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくはⅠ級課程修了者						
		ハ Ⅰを超えるサービス提供責任者が必要な事業所の場合は、2人以上の常勤を配置	□	満たす				
		Ⅲ 重度者等対応要件 以下の7又は8を満たす	□	7又は8を満たす				
		7 重度要介護者等対応要件（前年度（三月を除く）又は届出日が属する月の前3月）	□	満たす	利用者台帳、サービス提供票、実施記録	青P154告示・三イ(7) 青P158[注10]③		
		○利用者総数のうち要介護4、5の利用者、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者、たんの吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養）を必要とする利用者の割合が2割以上。						
		※たんの吸引等の行為を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づく、自らの事業又はその一環としてたんの吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限る。				緑P51 Q8		
		※ 前三月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近三月間の利用者の割合につき、毎月継続的に維持していること						
					割合についての毎月の記録	緑P469 問1		

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		確認書類	介護報酬の解釈の頁
		8 看取り期の利用者への対応実績要件（前年度（三月を除く）又は届出日が属する月の前3月）及び看取りに係る体制要件 ○医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者で、本人又はその家族が看取り期のサービス提供について説明を受け、同意をした上でサービスを受けている者への対応実績が1人以上。 ○次の体制を整備していること。 ・病院、診療所又は訪問看護ステーションとの連携により、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ必要により訪問介護を行うことできる体制 ・看取り期における対応方針を定め、利用者又はその家族等に対応方針の説明を行い同意を得ていること。 ・看取りに関する研修の実施 ※ 前三月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近三月間の対応実績の要件を毎月継続的に維持していること	☐	満たす 満たす 満たす	利用者台帳、サービス提供票、実施記録 連携が確認できる書類等 対応方針、同意が分かる記録 研修計画、実施記録 要件についての毎月の記録	青P154告示・三イ(7) 青P158[注10]③ 緑P51 Q8 緑P53 Q10, Q11 緑P469 問2 緑P473～ 問14, 問15 緑P474 問16
	特定事業所加算Ⅱ （＋10％）	Ⅰ 体制要件 上記共通要件1～4の全てに適合 Ⅱ 人材要件 以下の5又は6のいずれかを満たす	☐	満たす 5又は6を満たす		青P155告示・三口
	※5は、訪問介護員等要件を満たすと届出を行った事業所についての点検項目	5 訪問介護員等要件（前年度（三月を除く）又は届出日が属する月の前3月） イ 訪問介護員等総数のうち、介護福祉士の数が3割以上 ロ 訪問介護員等総数のうち、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の数が5割以上 ※ 前三月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近三月間の職員の割合につき、毎月継続的に維持していること	☐	イ、ロいずれか満たす	職員台帳(履歴書) 資格証等 割合についての毎月の記録	青P155告示・三イ(5) 青P157[注10]②イ 緑P14 Q1 緑P50 Q6 青P158[注10]④ロ 緑P65 Q8
	※6は、サービス提供責任者要件を満たすと届出を行った事業所についての点検項目	6 全てのサービス提供責任者要件 イ 実務経験3年以上の介護福祉士 ロ 実務経験5年以上の実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者 ハ 1を超えるサービス提供責任者が必要な事業所の場合は、2人以上の常勤を配置	☐	イ、ロいずれか満たす 満たす	職員台帳(履歴書) 実務経験証明書 資格証等	青P154告示・三イ(6) 青P158②ロ 緑P50 Q6 緑P304 Q1, Q2

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		確認書類	介護報酬の解釈の頁
	特定事業所加算Ⅲ (+10%)	I 体制要件 上記共通要件1～4の全てに適合	☐	満たす		青P155告示・三ハ
		II 人材要件 以下の9又は10のいずれかを満たす	☐	9又は10を満たす		
		9 サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置				
		10 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上				緑P470 問6
		III 重度者等対応要件 以下の7又は8を満たす	☐	7又は8を満たす		
		7 重度要介護者等対応要件（前年度（三月を除く）又は届出日が属する月の前3月）	☐	満たす	利用者台帳、サービス提供票、実施記録	青P154告示・三イ(7) 青P158[注10]③
		○利用者総数のうち要介護4、5の利用者、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者、たんの吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養）を必要とする利用者の割合が2割以上。				緑P51 Q8
		※たんの吸引等の行為を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づく、自らの事業又はその一環としてたんの吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限る。				緑P53 Q10, Q11
		※ 前三月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近三月間の利用者の割合につき、毎月継続的に維持していること				緑P469 問1
		8 看取り期の利用者への対応実績要件（前年度（三月を除く）又は届出日が属する月の前3月）及び看取りに係る体制要件	☐	満たす	利用者台帳、サービス提供票、実施記録	青P154告示・三イ(7) 青P158[注10]③
		○医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者で、本人又はその家族が看取り期のサービス提供について説明を受け、同意をした上でサービスを受けている者への対応実績が1人以上。	☐	満たす		緑P51 Q8
		○次の体制を整備していること。	☐	満たす		緑P53 Q10, Q11
		・病院、診療所又は訪問看護ステーションとの連携により、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ必要により訪問介護を行うことのできる体制				緑P469 問2
		・看取り期における対応方針を定め、利用者又はその家族等に対応方針の説明を行い同意を得ていること。			要件についての毎月の記録	
		・看取りに関する研修の実施				
		※前三月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近三月間の対応実績の要件を毎月継続的に維持していること				

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		確認書類	介護報酬の解釈の頁
	特定事業所加算Ⅳ (+ 3 %)	Ⅰ 体制要件 上記共通要件Ⅰ～４の全てに適合	☐	満たす		青P155告示・三二
		Ⅱ 人材要件 以下の９又は10のいずれかを満たす	☐	９又は10を満たす		
		９ サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を１人以上配置	☐	満たす	勤務表	
		10 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上	☐	満たす	職員台帳(履歴書) 実務経験証明書	緑P470 問6
	特定事業所加算Ⅴ (+ 3 %)	Ⅰ 体制要件 上記共通要件Ⅰ～４の全てに適合	☐	満たす		青P155 大臣基準告示・三ホ(1)
		Ⅱ 体制要件 以下の11及び12を満たす	☐	満たす		
		11 通常の事業の実施地域内であって中山間地域等に居住する者（利用者の居宅と事業所との間の距離が7キロメートルを超える場合に限る）に対して継続的にサービスを提供していること	☐	満たす	利用者台帳	青P155 大臣基準告示・三ホ(2) 緑P469～ 問3、問4
		12 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、サービス提供責任者その他の関係者が共同し、訪問介護計画の見直しを行っていること	☐	満たす	モニタリング記録、会議記録	緑P470 問5
	同一敷地内建物等（※１）に居住する者① 又は 同一建物（（※１）を除く）に居住する20人以上② にサービスを行う場合の減算 （所定単位数×90／100）	次のいずれかに該当すること	☐	該当		青P162[注12]①② 緑P18～ Q2～Q6
		同一敷地内建物等（※１）に居住する利用者に対しては、減算を行う（事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等（※１）に５０人以上居住する建物に居住する利用者を除く）	☐	該当		
		１月当たりの利用者（※２）が同一の建物に２０人以上居住する建物（同一敷地内建物等（※１）を除く）に居住する利用者に対しては、減算を行う	☐	該当		
		(※１) 事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物				
(※２) １月当たりの利用者：１月間の利用者数の平均（当該月の１日ごとの該当建物居住利用者の合計÷当該月の日数） なお、一体的な運営をしている場合は、第１号訪問事業の利用者を含めて計算すること。						
	同一敷地内建物等（※１）に居住する50人以上③にサービスを行う場合の減算 （所定単位数×85／100）	１月当たりの利用者（※２）が同一敷地内建物等（※１）に５０人以上居住する建物に居住する利用者に対しては、減算を行う	☐	該当		青P162[注12]①⑤ 緑P18～ Q2～Q6
		(※１) 事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物				
		(※２) １月当たりの利用者：１月間（暦月）の利用者数の平均 (当該月の１日ごとの該当建物居住利用者の合計÷当該月の日数)				

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		確認書類	介護報酬の解釈の頁
	同一敷地内建物等（※１）に居住する利用者の割合が前６ヶ月平均で90%以上である場合の減算 （所定単位数×88／100）	正当な理由なく、前６ヶ月間に提供した訪問介護の提供総数（※３）のうち、同一敷地内建物等（※１）に居住する者（③に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合 （※１）事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物 （※３）算定日が属する月の前６ヶ月間に提供した指定訪問介護の提供総数	☐	該当		青P163[注12]⑥ 緑P471～ 問9～問13
	2人の訪問（介護） （所定単位数×200／100）	利用者又は家族の同意 イ 利用者の身体的理由により1人での介護が困難 ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等 ハ その他利用者の状況等からイ、ロに準ずる	☐	あり	同意の記録	青P152注8 青P152利用者等告示・三 青P153 [注8] 緑P49～ Q1～Q2
	夜間加算（＋25%）	18時～22時（開始時刻が加算の対象となる時間帯）	☐	該当	サービス提供票	青P152注9 青P153 [注9]
	早朝加算（＋25%）	6時～8時（開始時刻が加算の対象となる時間帯）	☐	該当	サービス提供票	
	深夜加算（＋50%）	22時～6時（開始時刻が加算の対象となる時間帯）	☐	該当	サービス提供票	
	特別地域訪問介護加算（＋15%）	厚生労働大臣が定める地域に事業所が所在	☐	該当		緑P748～ 平24告120 青P164 注13
	中山間地域等における小規模事業所加算（＋10%） ※赤字は令和7年5月から適用	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域に事業所が所在（厚生労働大臣が定める1単位の単価第2号の「その他地域」以外であっても可） 利用者への説明、同意 前年度1月当たりの平均延訪問回数が200回以下又はいずれかの月の総訪問回数が概ね200回（400回程度）以下	☐	該当		緑P766～ 平21告83・一 青P164注14⑤
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（＋5%）	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域に利用者が居住 通常の事業実施地域を越えてサービスを提供 交通費の支払い	☐	該当	利用者の基本情報	緑P766 平21告83・二
	緊急時訪問介護加算（1回につき+100単位）	ケアマネジャーと連携し、居宅サービス計画において計画的に訪問することになっていない「身体介護」を実施 利用者又は家族等から要請を受けてから24時間以内に提供 1回の要請につき1回を限度として算定 ※介護支援専門員が、利用者又は家族等から要請された日時又は時間帯に身体介護中心型の訪問介護を提供する必要があると判断した場合に加算	☐	満たす	サービス提供票（変更前・後） 訪問介護計画（変更前・後）	青P164注16 青P165 [注16] 緑P54～ Q13～Q15 緑P473 問4
			☐	満たす	要請に関する記録、サービス提供記録等	
			☐	満たす	サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図った記録	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		確認書類	介護報酬の解釈の頁
	初回加算 (1月につき+200単位)	新規に訪問介護計画を作成	☐	あり	訪問介護計画	緑P54 Q15, 16
		過去2月間(暦月)に、当該事業所から訪問介護の提供を受けていない	☐	該当	サービス提供票	
		初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行っている	☐	いずれか満たす	実施記録	青P166ニ 青P167 第2の2(21)
		初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に、サービス提供責任者が同行訪問している			同行訪問した旨の記録	
	生活機能向上連携加算 (Ⅰ) (1月につき+100単位)	サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(※1)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(理学療法士等)の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成	☐	該当	利用者に関する記録(アセスメント等)、同行訪問した旨の記録、訪問介護計画書、実施記録	青P166ホ 青P168 第2の2(22)②
		当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行った	☐	該当		緑P55～Q17、Q20
		初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月	☐	該当		
		(※1) 医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。				
	生活機能向上連携加算 (Ⅱ) (1月につき+200単位)	利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(※1)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該理学療法士等と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成 ※訪問介護計画の作成に当たっては、理学療法士等が利用者の居宅を訪問した後、共同してカンファレンスを行い、当該利用者のADL及びIADLに関する利用者の状況について評価を行うこと。なお、カンファレンスはテレビ電話装置等を活用して行うことができる。(カンファレンスはサービス担当者会議とは時間を明確に区分した上で実施すること。)	☐	該当	利用者に関する記録(アセスメント等)、同行訪問した旨の記録、訪問介護計画書、実施記録	青P166ホ 青P167～168 第2の2(22)① 緑P55 Q18、Q19
		当該理学療法士等と連携し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行った	☐	該当		
		初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間算定できる	☐	該当		
		(※1) 医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。				

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		確認書類	介護報酬の解釈の頁
	口腔連携強化加算	Ⅰ 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合に、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供している	☐	該当		青P169へ 青P169基準告示3の3イ
		・訪問歯科診療料の算定実績のある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に口腔の健康状態の評価の方法や在宅歯科医療の提供について相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている			歯科医療機関との連携が確認できる書類等	
		・口腔の健康状態の評価をそれぞれ利用者について行い、評価した情報を歯科医療機関及び担当の介護支援専門員に提供している			口腔連携強化加算に係る口腔の健康状態の評価情報提供書	
		・情報提供に当たっては利用者又は家族等の意向及び介護支援専門員の意見等を踏まえ、連携歯科医療機関・かかりつけ歯科医等のいずれか又は両方に情報提供している				
		・口腔の健康状態の評価は定められた8項目（うち2項目は確認可能な場合）について国通知を参考に行っている				
		2 次のいずれにも該当する	☐	該当		青P169基準告示3の3ロ
		・他の事業所が当該利用者について口腔・栄養スクリーニング加算（栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）算定知る場合を除く）を算定していない				
		・居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していない（初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除く）				
	認知症専門ケア加算 共通要件	Ⅰ 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満である場合であってはⅠ以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあってはⅠに当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとにⅠを加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施	☐	該当	利用者台帳 資格証等	青P170 大臣基準告示・三の四イ(2) 利用者等告示・三の二
		※「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日付け老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計発第03310007号厚生労働省計画課長通知）に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修				緑P474～P478 問17～問4

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		確認書類	介護報酬の解釈の頁
		2 事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催 ※「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」の実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。また、会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができる。	☐	該当	研修計画書(事業計画書) 会議記録	青P170 大臣基準告示・三の四イ(3)
	認知症専門ケア加算 (Ⅰ) (1日につき+3単位)	上記共通要件1～2のいずれにも適合 3 利用者総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者(日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する利用者。以下、「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上 ※割合は、算定日が属する月の前3月間の利用実人員数又は、利用延人員数(要支援者を含む)の平均で算定 ※届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合について、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要	☐	該当		
		3 利用者総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者(日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する利用者。以下、「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上 ※割合は、算定日が属する月の前3月間の利用実人員数又は、利用延人員数(要支援者を含む)の平均で算定 ※届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合について、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要	☐	該当	利用者台帳 サービス提供票 実施記録	青P170 大臣基準告示・三の四イ(1)
	認知症専門ケア加算 (Ⅱ) (1日につき+4単位)	上記共通要件1～2のいずれにも適合 以下の3～5のいずれにも適合 3 利用者総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者。以下、「対象者」という。)の占める割合が100分の20以上 ※割合は、算定日が属する月の前3月間の利用実人員数又は、利用延人員数(要支援者を含む)の平均で算定 ※届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合について、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要 4 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施 ※「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日付け老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計発第03310007号厚生労働省計画課長通知)に規定する「認知症介護指導者養成研修」及び認知症看護に係る適切な研修 5 事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定	☐	該当		青P170 大臣基準告示・三の四ロ(1)
		以下の3～5のいずれにも適合 3 利用者総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者。以下、「対象者」という。)の占める割合が100分の20以上 ※割合は、算定日が属する月の前3月間の利用実人員数又は、利用延人員数(要支援者を含む)の平均で算定 ※届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合について、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要	☐	該当		
		3 利用者総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者。以下、「対象者」という。)の占める割合が100分の20以上 ※割合は、算定日が属する月の前3月間の利用実人員数又は、利用延人員数(要支援者を含む)の平均で算定 ※届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合について、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要	☐	該当		
		4 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施 ※「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日付け老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計発第03310007号厚生労働省計画課長通知)に規定する「認知症介護指導者養成研修」及び認知症看護に係る適切な研修	☐	該当		青P170 大臣基準告示・三の四ロ(2)
		※「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日付け老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計発第03310007号厚生労働省計画課長通知)に規定する「認知症介護指導者養成研修」及び認知症看護に係る適切な研修				
		5 事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定	☐	該当		青P170 大臣基準告示・三の四ロ(3)

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈の頁
	介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	1 介護職員処遇改善加算の算定額を上回る介護職員の賃金改善を実施すること。	☐ 該当		青P173 注1
		2 1の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、知事に届け出ていること。	☐ 該当		
		3 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。			R7.2.7老発0207第5号 「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」
		(1) 【月額賃金改善要件Ⅰ】 加算Ⅳの加算額の2分の1以上に相当する額以上を、基本給又は毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の改善に充てている。 <u>※令和7年度から適用</u>	☐ 該当		
		(2) 【月額賃金改善要件Ⅱ】 令和6年5月31日時点で、旧処遇改善加算を算定し、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所が、令和8年3月31日までに新規に加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する場合は、仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の3分の2以上の基本給等の引上げを実施している。 <u>※旧ベースアップ等加算未算定の場合のみ適用</u>	☐ 該当		
		(3) 【キャリアパス要件Ⅰ】（任用要件・賃金体系の整備等） 次に掲げる要件の全てに適合すること ア 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めていること。 イ アに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めていること。 ウ ア及びイの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 <u>※令和7年度においても年度内に対応することの誓約で可</u>	☐ 該当		R7.2.7事務連絡 「介護職員等処遇改善加算Q&A（第1版）」

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈の頁
		(4) 【キャリアパス要件Ⅱ】 (研修の実施等) 次に掲げる要件の全てに適合すること ア 介護職員の資質向上又は資格取得のための支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 イ アについて、全ての介護職員に周知していること。 <u>※令和7年度においても年度内に対応することの誓約で可</u>	☐ 該当		
		(5) 【キャリアパス要件Ⅲ】 (昇給の仕組みの整備等) 次に掲げる要件の全てに適合すること ア 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。 イ アの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 <u>※令和7年度においても年度内に対応することの誓約で可</u>	☐ 該当		
		(6) 【キャリアパス要件Ⅳ】 (改善後の年額賃金要件) 「経験・技能のある介護職員」のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込み額が年額440万円以上であること(加算等による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上の者を除く。) ※加算の算定額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合は適用除外	☐ 該当		

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈の頁
		(7) 【キャリアパス要件Ⅴ】 (介護福祉士の配置等要件) サービス類型ごとに以下の届出を行っていること。 ・介護老人保健施設、介護医療院、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、(介護予防)通所リハビリテーション →サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡ ・介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設 →サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡ、若しくは日常生活継続支援加算Ⅰ又はⅡ ・(介護予防)特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護 →サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡ、若しくは入居継続支援加算Ⅰ又はⅡ ・(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護 →サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡ、若しくは本体施設において旧特定加算Ⅰ又は加算Ⅰ	☐ 該当		
		(8) 【職場環境等要件】 ○加算Ⅰ・Ⅱ ・6つの区分ごとにそれぞれ2つ以上(生産性向上は3つ以上、うち一部は必須)取り組む。 ・情報公表システム等で実施した取組の内容について具体的に公表する。 ○加算Ⅲ・Ⅳ ・6つの区分ごとにそれぞれ1つ以上(生産性向上は2つ以上)取り組む。 <u>※令和7年度中は年度内に対応することの誓約で可</u> <u>※「介護人材確保・職場環境改善等事業」を申請している場合は、要件を満たすものとする</u>	☐ 該当		
		4 事業年度ごとに介護職員処遇改善実績報告書を作成し、知事に提出していること。	☐ 該当		
		5 賃金改善を行う方法等について計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること。	☐ 該当		
		6 労働基準法等を遵守すること。	☐ 該当		

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈の頁
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	加算(Ⅰ)の1から2、4から6に加え、3(1)から(6)及び(8)の要件をすべて満たすこと。	☐ 該当		
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	・加算(Ⅰ)の1から2、4から6に加え、3(1)から(5)及び(8)の要件をすべて満たすこと。	☐ 該当		
	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	加算(Ⅰ)の1から2、4から6に加え、3(1)から(4)及び(8)の要件をすべて満たすこと。	☐ 該当		
	サービス種類相互の算定関係	短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けていない。(定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者に対し、通院等乗降介助の提供を行った場合を除く。)	☐ 満たす	サービス提供票	
		同一時間帯に通所サービスを利用	☐ なし	サービス提供票	青PI32 通則(2)